

○高木委員長 ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は委員全員の出席でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず1点目の令和2年第5回臨時会提出議案について、議案第1号並びに議案第2号について、理事者から説明をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 令和2年第5回臨時会提出議案についてであります。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、建築部所管分について、補正予算書に沿って説明してまいります。

7ページの事項別明細書、上段、8款6項2目市営住宅建設費についてであります。市営住宅整備費で、補正額は3万8千円でございます。これは、第2豊岡団地建替(2-A)新築電気設備工事及び機械設備工事において、新型コロナウイルス感染症のため、工事で着用するマスクや工事現場に配備する消毒液、体温計などの備品購入に充てるものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象であります。今回の第6次緊急対策で、国で示された臨時交付金の限度額を超えたことから、一般財源で措置しております。

令和2年第5回臨時会提出議案のうち、建築部にかかわる議案については以上でございます。

○高木委員長 病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 今回の議案第2号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げたいと思います。今回の補正につきましては、これまでの臨時会等に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に係る給与費や建設改良費等の増額を行うとともに、これら補正に伴う関係条文の整備を行うものでございます。

補正予算書12ページの実施計画をごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出にお示ししておりますとおり、支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用の1目給与費で1千1万1千円、2目の材料費で351万1千円、3目の経費で325万6千円をそれぞれ増額しようとするものでございます。これらの財源といたしましては、収入の部、1款病院事業収益、4項一般会計負担金、1目本院で1千677万8千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出をごらんいただきたいと思います。支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、2目器械備品で8千920万4千円を増額しようとするものでございまして、この財源といたしまして、収入の部、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で同額を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○高木委員長 ただいまの理事者からの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということでとどめておきたいと思っております。

2点目の報告事項に入っております。最初に、空家等対策に係る差押不動産の公売実施結果について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 空家等対策に係る差押不動産の公売実施結果について、報告いたします。

本件は、平成29年度に実施した特定空き家の行政代執行に要した費用が納付されなかったことから、当該空き家の所有者から代執行を実施した土地の差し押さえを行い、公売によりその費用の徴収に当たっていたものであります。令和元年度7月から、これまでに延べ3回の公売を実施してまいりましたが、いずれも入札参加者がありませんでしたが、先日、10月8日に4回目の公売を実施したところ、落札者が決定したものであります。配付資料のとおり、公売には1名の参加があり、見積価額324万円に対し、324万円で落札となり、行政代執行に伴う債権額286万6千714円全額を徴収することができました。

なお、落札金額から行政代執行債権額を差し引いた残額37万3千286円は、国税徴収法の規定により、滞納者に交付になります。

差押不動産の公売実施結果については以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 ここで、議題にかかわって出席をいただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは次に移ってまいります。都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、御報告申し上げます。資料をお配りしてございますので、こちらに沿って御説明させていただきます。

初めに、資料の1ページでございますが、こちらは調査の目的、対象公園、質問の受け付け件数など、調査の経過に関する報告となっております。9月8日に本委員会で報告いたしました内容と重複するため、説明につきましては割愛させていただきます。

なお、3の調査の経過の(6)追加対話の実施の部分については、1カ所追加となっております。これは、参加事業者のうち1者から対話の期間終了後に再度対話の希望がございましたため、9月10日に追加対話を実施したものでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。提案概要について御説明いたします。4の提案概要についてでございますけれども、主な事業内容といたしましては、上段の表にまとめてございますが、カフェやレストランなどの飲食店や売店を初め、これまでの市内の公園にはない施設の設置など、事業者の皆様からさまざまな提案がございました。また、常磐公園では、イベントなどの開催により新たなにぎわいを創出する内容の事業提案もあったところでございます。次に、(2)にあります事業期間といたしましては、最大20年間の長期的な視点で事業運営を希望する提案もございましたが、一方では、まずは3から5年間で試行的に事業を実施し、反応を見ながら本格的な施設を設置していくなど、段階的に事業を展開したいという意見も多くございました。(3)建築面積についてでございますが、具体的な数字の提示があった施設規模で申し上げますと、最小で約40平方メートル、最大で約360平方メートルとする提案がございました。ちなみに、この最大の

約360平方メートルのイメージですが、公園施設でいけば、北彩都ガーデンにありますガーデンセンター程度の規模となっております。（４）その他の主な提案といたしまして、事業者目線で見ると、市内には今回の４つの総合公園のほかにも魅力のある公園があるとの意見がございました。また、今回いただいた提案の中には、常磐公園の既存施設である旧川のおもしろ館を活用する提案がございましたが、活用のための条件といたしまして、補修については市のほうで行うことや、市から建物の一部を賃借する形が望ましいとの意見もございました。

次に、５、提案者の課題認識でございますが、提案者から見た事業の実現に向けた課題といたしまして、２つの大きな意見がございました。１つ目は、採算性についてでございます。今回調査した４つの総合公園では、提案のあった民間事業者の資金だけでは、施設を整備したり管理運営することは、採算性の観点から困難であるとの意見を多くいただきました。また、採算を得るためには、さらなる来園者をふやすための工夫が必要であるという意見もいただいたところでございます。２つ目の意見といたしまして、自然環境への配慮についてでございますが、実施要領におきましてもむやみに樹木の伐採を行う提案は調査の対象外とすることと定めておりましたが、提案のあった事業のための施設や付随する駐車場を整備するため、樹木の伐採が必要であるとの意見もございました。

最後に、６、今後の予定についてでございますが、今後は調査結果を踏まえ、まずは今回の調査で把握することができた課題への対応について検討いたします。同時に、事業を行う上での必要な条件として、事業者の主体性や事業の必要性、適合性などの観点から、事業化に対する基本的な考え方について整理し、年内をめどに今後の方向性をお示ししたいというふうに考えておりますので、その際は、改めて本委員会で御報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、本日、資料としてお配りいたしましたこの実施結果の概要につきましては、この後、本市ホームページに掲載し、今回のサウンディング型市場調査の実施結果として公表いたします。

以上、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施結果についての御報告とさせていただきます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 １点だけ確認というか、お尋ねをしたいと思います。

今回は、残念ながら私は思っているのですが、すぐに次のステップに進める前に、さまざまな課題を認識しているという状況になったのかなと受けとめます。そこについては年内をめどに、基本的な考え方、事業化に向けてということで整理するというふうにおっしゃいましたので、またこれを踏まえた次のステップということも当然、視野に入れながら、今後も取り組まれていくんだろうと推察するんですが、いわゆるP a r k - P F Iということで、私も御報告を受けてから非常に期待をしてお聞きしてきた立場であるわけですが、そうした観点からすると、来年度も何らかの形でこのP a r k - P F Iの取り組みに向かっていくという期待を持っていいのかどうか、それだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○太田土木部長 今回、さまざまな御意見をいただいた実施計画の概要ということでお伝えをしたところでございます。中には、まだまだ検討を要する項目もたくさんございまして、課題として、先ほども御報告申し上げましたけれども、やはり採算性といった部分で、事業者の方も課題認識を

持っているのかなというふうに思っているところでございます。

現段階では、今後の進め方をどうするかといった部分については、まだまとまっている状況にはございませんけれども、年内までには基本的な考え方として、今後どのように進めていったらいいのか、市として基本的な方針だとか、そういうものをお示ししながら、今後の進め方についても御説明できればということで、今はちょっとまだそこまではまとまっていないというところで申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは次に入ってまいります。除排雪事業について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 除排雪事業について、今年度の除排雪体制と、例年、除雪作業が本格化する前に実施しております除雪連絡協議会総会の開催予定、そして今年度の主な取り組みについて、御報告をさせていただきます。

初めに、1の除排雪業者についてでございますが、今年度の除排雪体制につきましては、10月20日に3地区統合による7地区の除雪企業体が決まり、昨年度と同様に43社で除排雪業務を行ってまいります。

次に、2の各地区除雪連絡協議会の開催予定についてでございますが、除雪連絡協議会総会につきましては、地区の統合試行やGPSの導入など、今年度の本市の除排雪事業における新たな取り組みや、幹線道路の幅員確保、交差点の見通し確保など、昨年度から継続して実施している取り組みのほか、除雪に関する制度などを説明するために、毎年、除雪作業が本格化する前の11月上旬に実施しているところでございます。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各地区会長と開催方法について協議を行いました。これまでどおり、市民委員会会長や町内会長などで構成する地区除雪連絡協議会の役員や会員が参加し、総会を開催する方法、または、各地区市民委員会会長による役員会を実施した上で、会員の皆様には書面会議とする方法、または全て書面会議で行う方法と、地区により異なる開催方法にて実施することに至りました。各地区の総会や役員会につきましては、10月28日に実施いたします総合除雪連絡協議会において審議を終えた後、11月5日から11月12日にかけて開催し、書面会議につきましては、11月13日に書面の発送を行い、11月26日までの期限で意見聴取を実施する予定でございます。

最後に、3、今年度の除排雪など雪対策の主な取組につきましては、新たな取り組みといたしまして、1つ目に、中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の3地区を統合して、一体的に管理する業務体制の試行でございます。今年度は、この試行的取り組みを通して、企業体内の相互補完体制の強化や、市民から要望の多い除雪対応の統一などについて検証を行ってまいります。2つ目といたしまして、中央・新旭川地区、永山地区、神楽・緑が丘・西神楽地区におけるGPSの導入でございます。GPS端末を利用した除排雪車両運行管理システムは、除排雪業務の効率化や可視化を進めることによって、報告書の作成など、除雪企業の負担軽減と市民サービスの向上を図るために導入するものでございますが、今年度は、導入3地区のそれぞれの特性を踏まえた運用手法ですとか、その課題を検証してまいります。次に、継続的な取り組みといたしまして、バス路線

など交通量が多く幅員の広い道路における拡幅除雪の実施がございませう。これは、車がすれ違いやすくなるようロータリー除雪車で道路幅員を確保するため、昨シーズンから始めた取り組みでございませうが、昨年度は雪が少なく、その効果を十分に検証できなかったことから、今年度も継続して実施するものでございませう。そのほか、これまでの取り組みを強化した交差点の見通し確保の徹底や、昨年度から実施してございませう卒業式前の歩道除雪や、学校周辺の排雪を継続して実施してまいります。

今シーズンも、これまでとは違う新たな取り組みや、既存の取り組みの強化を図ってまいります。また、重要なことは、今シーズンの取り組み結果を十分に踏まえ、来年度以降のさらなる充実につなげていくということであると考えてございませう。そういった意味では、常に課題意識を持ちながら対応し、冬期間の道路環境が少しでも良好に保たれるよう努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございませうでしょうか。

上村委員。

○上村委員 いよいよ今シーズンの除雪シーズンが間もなく到来するだろうということで、さまざまな動きがついに始まってきたというところだと思います。この後、順次3項目、除排雪に関する報告事項が予定されておりますが、トータル十数問程度、質疑をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、この除排雪事業について、入札が先日終わりました。かねてから、入札の結果というのはなかなか動きがないということを含めて問題意識を持ってきたところですが、この間の取り組みも踏まえながら、ことしの入札がどうだったのかということを検証させていただきたいというのがまず1点です。また、あわせて、除雪連絡協議会の実施予定についても御報告がありました。ことしはコロナの影響もあって、多少イレギュラーということの説明が先ほどあったのかなと思ひますが、私は、かねてからこの除雪連絡協議会等を通して、地域側、あるいは住民側から除雪事業者側へ毎年繰り返されているような要望であるとか、なかなか解消しない問題をあらかじめシーズンが始まる前に、ぜひ共有しておく機会をつくっていただきたいと思ひています。これまでもそうしたものが一部あったというふうには承知、認識しているわけではありますが、改めてそうした内容を、今後、もう少しレベルアップして、正確な位置づけにしていく余地があるのではないかなと考えています。そのあたりをあわせて聞いていきたい、確認してきたいと思ひているところです。

まず、一部、御説明がありましたけれども、今シーズンの入札結果をお聞ひいたします。参加企業は、結局ふえていないということになると思ひんですが、入札結果の受けとめ、そして昨年との違いがどうだったのかということをお教へていただきたいと思ひます。

○鎌田土木部次長 除雪業務の入札に参加した企業数は、昨年度と同じ43社となっておりますけれども、神居地区において代表企業の変更があったところございませう。

昨年度は、地区をまたいだ応援体制の制度化や、再委託要件の緩和などを実施し、今年度は、地域貢献特別簡易型の総合評価一般競争入札を導入いたしました。どちらも制度が始まってから間もないということもあり、直ちに除雪業務の参入意欲の向上にはつながっていない状況と捉えております。今年度は、この入札制度のほかに、積算手法の一部や最低補償の見直しを行ったほか、除雪企業の負担軽減につながるGPSの試行地区を拡大して検証してまいりますので、こうした取り

組みを進めながら、新規参入企業の意欲向上を図ってまいりたいと考えております。

○上村委員 ちょっと細かな視点で、もう一点確認をしたいと思います。今シーズンから地区の統合試行をするということで、これまで3つに分かれていた中央・新旭川、それから豊岡・東旭川、最後に東光、この3つを1つにして中央地区とするということでの統合試行が始まりました。その結果としての入札結果がどうだったのか。これまで細分化して見ればかなり細かかったものが、物すごい大きな1つのエリアになるわけですが、この結果がどうだったのかということを確認しておきたいと思います。

○鎌田土木部次長 統合試行地区の構成員数は、統合前の3地区構成員の合計と同じ14社となっているところですが、新たな取り組みの1年目ということもありまして、課題が見えない中、なかなか新規企業の参入までには至らなかったものと考えております。今年度は、試行的統合を通じまして、メリット、デメリットをしっかりと検証するとともに、積算手法の見直しといったものも継続しながら、除排雪業務のノウハウを持たない新規企業でも参入しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

○上村委員 この統合地区でも、さらに新たな企業の参入をというような意図も多少含みながらの企画立案だったと思いますが、現時点では、資料でも変わっていないという様子が見てとれます。すぐが変わっていくということではない部分もあるでしょうし、あるいは、さらに昨年から解禁した受託企業からの再委託という意味で、またかかわってくる企業が、もしかしたらこの後あるのかもしれないので、そのあたりはもう少し推移を見ていきたいと思っています。

この入札にかかわる最後の質問として、今後、すぐに結果に結びつくものではないということもあったとは思いますが、来年の入札に向けてどの点を検証し、改善をしようという考えを持っていらっしゃるのかということをお願いいたします。

○鎌田土木部次長 除雪業務参加企業の増加に向けまして、さまざまな取り組みを行っているところでございますけれども、建設業界を取り巻く環境が厳しさを増している中で、除雪業務は大変だというイメージが定着していることも新規企業の参入につながらない要因というふうに考えております。こうしたことから、今年度から始める新たな取り組みが、除雪企業の負担軽減や経営の安定化につながっているのか検証を行うとともに、これまでの取り組みを広く建設業界に知ってもらうために、毎年定期的に開催しております建設業協会との意見交換などを通じてPRしていく必要があると考えております。

○上村委員 まさにそうした新たな取り組みが事業者のほうにも広がっていき、そしてその実感を持っていただくのがことしのシーズンかなと、確かにそう思います。ぜひ、そうした中で、来年度につながる取り組みになるように、皆さんのほうでも鋭意取り組みを進めていただきたいなということをお願いいたします。

項目を変えて、次に、除雪連絡協議会についてです。先ほども冒頭に少し述べましたが、これは各地区での除雪連絡協議会ということです。この連絡協議会の終了後に、例えば、市民委員会の単位で新たに説明をする、あるいはその中で、各市民委員会に所属する町内会から除排雪に関する要望を受け付けている事例もあるというふうに承知をしております。そうした事例にどのように対応され、運用しているのかということをお願いいたします。

○鎌田土木部次長 現在は、9地区の除雪連絡協議会終了後、地域からの要請や地域除雪活動の会

合に合わせて、市民委員会や町内会などに個別に説明する場を設けております。昨年度は、北星・江丹別地区で2回、末広・東鷹栖地区で1回、永山地区で2回、神楽・緑が丘・西神楽地区で1回、神居地区で1回の計7回、個別の説明を行っております。ここでいただいた御意見は、除雪連絡協議会での御意見と同様に、その内容にもよりますけれども、対応可能なものについては当該年度の除排雪作業に反映しているところでございます。

○上村委員 私は、これは非常に有効なコミュニケーションの機会だと思っておりますが、いろいろと細かく確認をしていくと、まずは、除雪連絡協議会の終了後にも、残り時間の中でそうした対応も一部しているという話も確認できました。それとは別に、各市民委員会等の要望に応じて改めて説明を受け、要はもっと広いというか、今度は市民委員会単位で、ですからかかわってくる人数がふえるということだと思っておりますけど、そういう説明や協議が行われ、その中で改めて、各地域からの要望も事業者と相談する機会があるということも承知をしているところです。ですから、私としては、こうした地域からの要望伝達、あるいは協議の場というものをさらに有効に活用していただきたいという思いです。先ほどの説明だと、本協議会でも一部やる、それとは別に、個別の要望に応じて各市民委員会での実施例もあるということでありました。こうしたものをせっかくやるのでしたら、正式な開催として位置づけて、しっかり肉づけをして実施する、運用する、仕組みとしてそういう形に持っていくことが必要になるのではないかなという思いです。この点についての見解を伺います。

○鎌田土木部次長 全市民委員会を対象に個別説明を実施した場合、64回の会議を開催する必要がありますので、日程的に難しいものと考えております。しかし、出席者を限定しない個別に開催している説明の場は、より地域の実情を反映した御意見を伺うことができるとともに、その年の除排雪業務の内容を広く周知できる貴重な機会でもありますことから、日程調整などの課題はありますけれども、現在、各市民委員会からの要請により個別説明を開催していることを市から周知することも必要であるというふうに考えております。

○上村委員 そうした対応の可能性を市からも周知していただけるということは、そうした機会が広がるということだと思いますので、好意的にその答弁を受けとめたいと思います。しかし、64回の開催ということもさることながら、恐らく、そういう機会が周知されれば、そうした要望も私はふえていくんじゃないかと思うんです。同時に、そこをどう考えていくべきか。64回の開催が難しいかもしれないという趣旨の答弁でありましたが、そのあたりは、対応する職員側、事業者側が分担して、可能になることもあるのではないかと思う一方で、先ほど申し上げた、回数が非常に頻繁になってくると、皆さん方の負担、あるいは事業者の負担がふえてくるんだろうなということも想定されます。何を言いたいかといいますと、私としては、こうした問題、除雪シーズンが始まる前に、公式の場で担当する事業者さんに対して、毎年行われている、あるいは毎年感じている地域の要望を正確に伝える機会というものを設けるべきではないかということでありました。どういう形が望ましいかということの検討も含めて、皆さんのほうでも鋭意、前向きに検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田土木部長 地域からの要望といった部分につきましては、委員からの御指摘もございましたように、シーズン前にその地域の要望を確認して、除排雪作業に反映させていくといったことについては非常に重要であるというふうには認識してございます。例年、地区除雪連絡協議会の閉会后

には、地区の除排雪業者と出席された町内会長が個別に打ち合わせを実施し、その年の除排雪の要望や御意見をいただいているところですが、欠席した方や、協議会開催後に新たに生じた要望については、個々に除雪センターへ訪問していただき対応しているといったところでもございます。そうした意味でいけば、現在、どちらかという受け身の姿勢で地域の要望を伺っているといった状況でございますが、円滑な除排雪作業を行うためには、地域の課題を事前に地域の方と共有するといったことが重要であると考えておりますので、例えばですが、シーズンが本格化する前の11月中に日時を定めて、除雪センターあるいは地区住民センターなどで地域の皆さんの御要望、御意見を伺う機会を設けるなどといった場の開催について、地域の意向なども調査しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○上村委員 ぜひそうしていただければ、お互いにとってストレスを緩和できるのではないかと私は考えています。具体的なイメージを申し上げますと、やはり当然、雪の増減にも多分に影響するんですが、シーズン中にどうしてもいろんな話が上がってきて、それがいろんな経由で除雪センターに行くということです。毎年繰り返しているところでもありますので、こうした経年の課題は、シーズン前にしっかりと町内会長さん、そして除雪センターの担当者が内容を共有してその年が始まっていくという流れになれば、幾らか、毎年シーズン中にいろいろと出てくる対応に忙殺される、あるいは手間を取られるということ、まずは入り口から軽減できるのではないかと思いますし、そうした正式な機会に地域の要望を伝えるんだという習慣をつくることで、住民側にもそうした意識が醸成されるのではないかと思います。その可能性なり手法について、ぜひ検討をしていただきたいと思います。この項目については終わります。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次に除排雪業務の最低補償の見直しについて、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 除排雪業務の最低補償の見直しにつきまして、御報告をさせていただきます。資料のほうをごらんください。

令和元年度の除排雪事業につきましては、近年にない少雪により、1月末日までの出来高が減少し、地区によっては2月の支払いが発生しないおそれがありましたことから、除雪企業の人件費や固定費を賄うため、業務委託料の請求及び支払い方法を一部変更する対応を行ったところでございます。一方で、他都市の状況といたしましては、昨年度の少雪により、北海道を初め、道内の複数の都市で除排雪業務の最低補償の見直しが行われており、北海道では過去3カ年の実績における人件費相当額としていた最低補償額に、新たに除雪機械の維持に必要な固定経費相当額を上乗せするなどの見直しが行われております。最低補償に関する要望につきましては、本市においても除排雪企業から、過去の実績に合わせた除雪車両や交通誘導員、オペレーターなどの確保に向けた最低補償額の見直しの要望をいただいております。こうした要望や他都市の見直し状況も踏まえ、本市としても最低補償制度の見直しについての検討を進めてきたところでございます。

見直しに際しましては、除排雪業務は、その年の降雪量に関係なく、事業費の多くを占める人件費や車両維持費などの固定経費を賄う必要があることや、例年並みの排雪量に合わせ、当初から労

務や機材を整え、どのような気象状況にも対応できる体制づくりが必要なことなどといった理由を整理し、少雪の場合でも対応可能で持続可能な除排雪体制を確保するため、また、除排雪作業におけるリスク軽減により、企業が安心して参加できる環境を整備するため、本年度において、除排雪業務の最低補償の見直しを行ったところでございます。

現行の最低補償及び見直し内容についてでございますが、本市の除雪作業の最低補償は、新雪除雪については6割としておりますが、路面整正などの降雪量にかかわらず作業量が増減する業務もあり、新雪除雪以外は設計数量の変更はないものとして試算しますと、除雪業務に関する補償割合は9地区平均で88%となるなど、年間降雪量の増減による影響を受けにくい積算方法となっていることから、他都市の積算方法や最低補償制度との比較状況も踏まえ、検討が必要と考え、令和2年度においては見直しを先送りしている状況でございます。

次に、排雪業務につきましては、過去10カ年の積雪量を基準に算出したものを100%排雪量とし、過去10カ年の排雪量の下限値を参考に必要最低限の数量として60%排雪量を当初設計量として委託料を算定してございます。現行の最低補償では、当初設計数量である60%排雪量の6割、100%排雪量に対し36%を補償する内容で運用してきたところでございますが、北海道などと同様に、過去の実績などに基づく100%排雪量に対する補償が必要と考え、100%排雪量に対し、人件費の6割及び除雪機械の維持に必要な固定経費相当額を補償する内容に見直しを行ったところでございます。これによりまして、排雪業務の最低補償の割合につきましては、100%排雪量により積算した額と比べますと、見直し前の補償割合36%のところ、見直し後の補償割合は56%となり、排雪業務のほか、除雪業務や除雪センターの管理運營業務など、除排雪業務全体で試算した最低補償の割合につきましては、見直し前の補償割合57%のところ、見直し後の補償割合は69%となります。また、必要最低限の数量として60%排雪量で算定した当初設計と比べますと、排雪作業については60%が94%に、全体では76%が93%となります。

以上が、除排雪業務の最低補償の見直しについての御報告でございます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 最低補償のほうにつきましても、これはさきの決算分科会でも質疑をさせていただいたところではありましたが、このたび正式に資料としてもお示しをいただきました。一言で言うと、資料の右下の太枠で囲っている部分でしょうか、これまで57%だったのが69%に上がるというのは最後に説明もあったところだと思います。もっと言うと、設計数量と比べれば93%になるという説明もありましたが、ここはちょっと私は余り納得していない部分ですので、ここも含めて、今回見直しをいただいたことはとても評価したいと思いつつも、まだ幾らか、残念ながら課題が残っていないのかなという問題意識を確認したいと思っています。

まず、この最低補償の見直しの考え方について、除排雪業者ネットワーク協議会との協議についてはどのような経過があったのかということを押さえておきたいと思つています。

○時田土木部雪対策課主幹 最低補償にかかわる旭川除排雪業者ネットワーク協議会との協議経過につきましては、昨年は記録的少雪となり、1月末の出来高に応じて支払われる2回目の支払いが例年と比べて減少し、出来高の状況によっては支払いがなくなる状況も想定されたため、令和2年

1月13日に同協議会を交え、9地区の除雪企業体の代表者と意見交換を行い、その際、除雪企業からは、賃金や機械のリースなど、固定的経費の支払いに不安を感じる声や、他都市のように最低補償の見直しを求める意見がありました。また、令和2年6月9日に同協議会から要望書が提出され、排雪業務にかかわる最低補償のもととなる数量の見直しを求める要望があり、その内容について協議を行い、見直しの参考にしたところでございます。

○上村委員 そうした上で、今回の見直しの考え方が示されましたが、これは決定ということによるらしいんですね。一つ、先ほどの御説明の中でも、北海道との比較が述べられておりました。北海道との比較でも同じような形にしているというような趣旨にも捉えられましたが、細かい計算までいくと、まだ少し違う部分もあるんだらうと思っています。いわゆるほかとの比較でという意味で、これで十分なのかという視点なのですが、この点、北海道、いわゆる道との最低補償の考え方の違いはどの点かということをお聞きしておきます。

○時田土木部雪対策課主幹 北海道の最低補償の内容は、令和元年度の当初まで、過去3カ年の実績における人件費相当額としていた補償費を、記録的な少雪を踏まえ、令和元年度3月末に、新たに除雪機械の維持に必要な固定経費相当額を上乗せする内容に変更しております。本市も過去の実績などによる100%排雪量に対する補償であることや、機械経費に対する補償については、北海道と同じ考えで見直しを行っておりますが、唯一異なるのは、人件費について、北海道が100%補償しているのに対し、本市は60%としている点でございます。

○上村委員 ということでは、人件費について、北海道は100%補償、本市は60%ということですから、事業者が補償を受けた上で、その残りの40%は持ち出しているということによるんですね。なかなかパーセンテージでお話を伺うのも非常に難解で、先ほどの資料も、私もいまだにまだ少しわからない部分がありつつ、ようやく理解し始めているところなのですが、例えば、今の話を金額でお示しいただきたいと思います。今の北海道100%、旭川市60%、これを例えば、補償の金額で当てはめた場合にはどのような金額の違いを生むことになるのかということ。この点、続けてお示してください。

○時田土木部雪対策課主幹 北海道では、最低補償の見直しにより、令和元年度の算定で、これまで全道平均で46%の最低補償が平均で2割近く増額となる見込みと発表しており、約66%となることから、本市の排雪業務の最低補償の割合見直し後の56%と比べますと、10%程度高い状況となっております。これを本市の設計額に当てはめて比較いたしますと、北海道の最低補償割合のほうが試算額で約1億6千万円高い状況となっております。

○上村委員 今回の答弁は、北海道の最低補償割合、要は人件費を100%として計算すること、本市でもそれと同じく当てはめて計算をすれば、本当は1.6億円高くなるということですね。なので、先ほど残る40%は持ち出しなんですねという確認とイコールになる金額が、直近の事例で当てはめれば、いわゆる補償の場合、最後に1億6千万円が企業負担になる、そういうことを今述べていただいたんだと思います。

これはさきの分科会での質疑、答弁の経過も含めてなのですが、今回の補償見直しに当たって、皆さんの考え方一番の背景にある考え方としては、やはり排雪についても当初は60%設計の6割で36%でしたから、物すごく少なかった。それじゃさすがに事業者は酷だろうと。降雪状況によっては企業にかなりの負担を求めることになる可能性があるということで、それだとなかなか事

業者さんも安心して入ってこられないでしょうということを含めて、この最低補償、特に排雪の分野の最低補償の見直しは考えざるを得ないということから、今回の見直し案が出てきているものと私は受けとめております。そうした考えを述べつつも、今のお話を聞くと、例えば、北海道では100%で人件費を考えているのに、旭川市はいまだに60%で、補償を少し減らそうとしているということが答弁にあったというふうにも理解しています。その根拠としては、資料にも記載がありますけれども、人件費については、労働基準法の休業手当を参考にすれば60%程度で許されるというか、それが一つの考え方だということを根拠に60%にしているということだと思います。とは言いながらも、私が今述べた今回の補償見直しに至った背景の考え方からすれば、そこも本来であれば100%として見てあげるべき必要がなかったのかということを確認したいと思います。

もう一方、今、排雪の話をしていますが、先ほどの除雪業務のほうは、まだ先送りをするという答弁がありました。今述べたことを含めて、今後の補償の考え方、さらなる精査や検討もまだ引き続き必要になってくるのではないかと思います、この点についての受けとめ、見解を伺いたいと思います。

○太田土木部長 最低補償の考え方につきましては、一律の基準といったものが確立されていないといったことから、人件費の補償割合は、最低補償の根拠として、労働基準法の休業手当を参考に60%と、旭川市ではそのような形で適用させていただいたといったところでございます。今回の最低補償の見直しにより、最低限必要となる補償費を確保できているというふうに考えているところでございますけれども、排雪業務の試算では、北海道と補償内容に差がある、これは委員の指摘のとおりでございますし、また、除雪業務の最低補償は検討を先送りしているといった状況もございますので、今後も引き続き、他都市の積算方法や最低補償制度との比較状況も踏まえ、あるいは企業さんから意見なども伺いながら、適切な補償割合について、その検討というものは引き続き進めていく必要があるというふうに考えております。

○上村委員 今回の見直しもかなり前向きに進めていただいた結果だというふうに私は受けとめています。しかしながら、場合によっては、他市との比較というのは、余りエリアを共通にしませんので、うらやましいなと思っていても、だから必ずしもそっちのまちのやり方にしようかという話にはならないと思うんですけど、北海道の業務と、そのうちの旭川市が担当するエリア、この部分については、市の発注業務と道の発注業務がかぶるわけですから、その違いというのが、当然、事業者さんにとっては、なぜこの考え方は、こっちはこうでこっちはこうなんだろうと。そういうことを考えさせる材料になるので、特に、北海道との違いということは、しっかり留意をしていただきながら、補償に限らずでありますけれども、さまざまな事業の考え方には反映をしていただきたいなということを最後に申し添えて、この項目については終わります。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次の雪堆積場の確保について、理事者から報告をお願いいたします。
土木部長。

○太田土木部長 雪堆積場の確保についてでございます。令和2年9月8日に開催されました建設公営企業常任委員会にて御報告を申し上げましたこの雪堆積場の確保について、その後の経過について御報告申し上げます。

本年9月以降、日本製紙と運用に伴う初期費用や継続費用など、必要となる費用について具体的な協議を進めているところでございます。現在のところ、協議が調っておらず、合意には流動的な部分もございますが、日本製紙本社の判断も必要となることから、協議に時間を要しており、当初想定していたスケジュールに変更が生じることが見込まれます。日本製紙側には、今後のスケジュールも踏まえ、遅くとも11月末までには費用対効果の検証等も含め、協議を調えたい旨を伝えていただいております。協議が調った場合は、当初は9月から10月に予定しておりました市民委員会等への事前説明や住民説明会が12月中旬ごろとなり、その後の場内整備を1月中旬に実施し、最終的な試行運用は、1月下旬または2月上旬に実施となる見込みでございます。

なお、次年度以降の予定は、前回の御報告と変わりなく、来年の雪解け後に地域住民と話し合いを行い、雪堆積場の本格運用の合意が得られましたら、日本製紙と協議、契約し、来年の12月から本格運用を実施していく考えでございます。

以上が、雪堆積場の確保についての御報告でございます。よろしく願いいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 私から、最後にこの雪堆積場の確保についてもスムーズに終われば2つの質問だけさせていただきますと思います。

今、報告もありましたとおり、日本製紙旭川工場内の雪堆積場の確保ということで前回報告を受けた案件だと思っておりますが、ちょっと雰囲気というか、協議経過に怪しさがともってきていないかなということ、今の報告を受けて感じております。そうしたことを含めて、ぜひ、この件を実現していただきたいと思っておりますので、これからの進め方の考え方について2点だけ伺いたいと思っております。

まずは今、報告の中で、必要となる費用についての協議で本社判断も必要と、それで時間を要しているということがありました。当初想定していたスケジュールに変更があるかもということも述べられたと思っております。なので、ことしどうなるのかということが大いに気になるわけですが、今シーズンの試行活用に向けて、当然ながら今ほどまでの話もそうですけど、もはや今シーズン開始間際ということでありまして、余り時間がないんだろうということは言うまでもないことだと思います。そうした中で、今後、どのように進める考えでいるのかということをお伺いしたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 日本製紙とは、運用に伴い必要となる経費について協議を進めておりますが、現在のところ協議が調っておらず、合意には流動的な部分もございますが、試行運用の実施時期を考慮した協議期限の11月末までにこの協議が調った場合には、12月中旬ごろに市民委員会等への事前説明や住民説明会を行い、理解を得た上で、1月中旬に場内整備を実施した後、2月上旬までに試行運用を実施したいと考えております。

試行運用は1週間程度で、約5千平方メートルの借地に周辺地区で排雪した雪、約2万4千立方メートルを搬入する予定となっております。試行運用にかかわる予算措置につきましては、当初予算には計上されていない案件でありますことから、補正の手続を行わなければなりません。日本製紙との合意時期によっては、財政部局と十分協議しながら、流用などで対応しなければならないと考えております。その際には、本常任委員会の皆様に御報告した後に進めてまいります。

○上村委員 先ほども申し上げました、私の中で協議経過に少し懸念が生じているということでもあります。説明にもありましたし、今も答弁で、11月末までが協議期限だということでした。です

から、ここまでが分かれ目というか、ここまでにまとまるか否かということだと思います。

私も前回、たしか質疑もさせていただいていたと思うんですが、こんなことを今言ってもしょうがないんですけど、いわゆる使用料が決まったのかといたら、たしかまだ決まっていないという話だったと思うんです。なので、それも決まっていない中で、ここまで大々的に報告しちゃっているのかなということちょっと懸念を感じたということが、今一瞬頭をよぎりました。それ以上は言いませんけれども。この日本製紙工場の堆積場利用という課題は、長年かどうかわかりませんが、非常に大きな課題として議論のテーブルに上がっていた事項だったと受けとめています。そこに、皆さんがようやく風穴をあけていただいたと私は非常に評価をして受けとめておりました。しかしながら、今後の協議もまだ不透明だということでもありますので、ぜひ、この協議をうまく調べていただきたいというのが私の本音であり、お願いしたいぐらいの思いでもあります。とはいえ、これは相手があることでもありますので、本市が幾ら頑張っても、先方に理解していただければ進まないことだと思います。一方で、そのためにいたずらに過剰な予算を投じてまで実現すべきかどうかといえば、それは当然、そうはならないものだと思います。

さて、この日本製紙株式会社は、議会でもいろんな議論が起こることもありますけれども、旭川市にとっては重要なパートナーとも言える事業者だと、私はそういう理解をしております。例えば、市長が挨拶訪問を兼ねて、先ほど本社の判断も必要だという答弁もありましたので、本社にもぜひ訪問していただけないだろうか。その上で、今後こうした案件を進めていく上で、市としての協力をお願い、あるいは直接の協議の場ということも、もしかしたら重要になってくるのかな、価値を持つことになるのかなということも感じた次第です。ぜひ、今後の相手方との協議、交渉の進め方についての部長の考えを伺いたいと思います。

○太田土木部長 雪堆積場の確保につきましては、担い手や排雪ダンプが不足しているといった除排雪事業を取り巻く状況が非常に厳しさを増しているという状況の中で、特に、市街地近郊の雪堆積場の確保といったものは、経費削減ですとか作業の効率化を図る上で、極めて重要であるというふうに認識してございます。そのためにも、この日本製紙株式会社旭川工場の敷地の活用といった部分につきましては、何としても実現させたいといった案件ではございますが、その実現には、費用対効果の検証と地域の合意が必要不可欠であるというふうに考えてございます。降雪シーズンの到来を目前に控えまして、日本製紙との協議に時間を要しており、合意に関しては不透明な部分もございますけれども、限られたスケジュールの中にありましても、運用に伴う既存施設の移設にかかわる補償費用ですとか、借地料などが適切であるかどうかといったものをしっかり見きわめながら、慎重に判断していくことが重要であるというふうに考えてございます。また、そうした面におきましては、市長による挨拶訪問を兼ねた依頼や協議といったことにつきましても、状況に応じて必要となる対応をしっかり検討していきたいというふうに考えてございます。

○高木委員長 ほかの委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題にかかわって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いいたします。

○**浅利市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、本日配付させていただいた資料をもとに御説明を申し上げたいというふうに思います。

当院では、これまでもこの委員会で御報告申し上げてまいりましたとおり、同感染症への対応といたしましては、感染症病棟の稼働及び発熱外来の運営をこれまで行ってきたところでございます。まず、そのうち、感染症病棟の稼働状況でございますけれども、今回から月別にさせていただいております。月別の稼働病床数の1日当たりの平均の表がお手元の資料の表1になりますが、6月、7月と稼働が少なかった時期がありましたけれども、8月以降、増加傾向にございまして、今月につきましては、17日現在の数字でありますけれども、同感染症の発生当時と同等程度の稼働が見られているということでもあります。さらには、3月途中で当院としてPCRの器械を導入したということもありまして、2月当初につきましては、検査機関に検査を依頼するというので、いわゆる疑い患者の入院も含まれておりましたが、今月につきましては、おおむね陽性患者のみの入院の数というふうになっているということも特徴の一つに挙げられる状況でございます。

続きまして、発熱外来の受診患者数についてでございますが、こちらも月別の受診患者数の1日当たりの平均を表2でお示ししております。こちらにつきましても、7月に入り落ちつきを見せていたものの、それ以降、感染症病棟の稼働状況と比例して増加してきている状況にございまして、特に、10月から大きく増加している状況にございます。当院といたしましても、これからインフルエンザの流行期に入ることを見据えまして、10月1日から、現在空床としております東6階の病棟を使用して、新型コロナウイルス発熱外来と名称を新たに稼働させている状況にございまして、流行に備えているところでございます。

次に、コロナ禍におけます本年度の当院の入院、外来患者のこれまでの推移についてでございます。まず、表3の入院患者でございますけれども、昨年と比較しても大きく減少している状況であります。5月に底を打ってからは増加傾向にあるものと考えてございます。しかしながら、同感染症のオーバーシュート対策といたしまして、1病棟を今、空床としている状況にございますので、最終的には、昨年の実績までは回復しないという状況にございます。一方、表4の外来患者数であります。こちらでも年度当初から大きく前年度を割り込んでいる状況にありましたけれども、7月以降、昨年度実績に徐々に近づいている状況にございまして、同感染症流行当初の受診控えについては、徐々にではありますが解消されつつあるものと分析しているところでございます。

最後になりますけれども、本年8月31日から当院において実施しております自費診療におけますPCR検査についてでございます。資料では、10月16日現在の実績を掲載してございますけれども、最新の実績を申し上げますと、10月23日現在で72名の検査を既に実施しております。同日現在で30名の予約を受け付けているところでございます。検査の主な目的といたしましては、海外渡航のための陰性証明でありますとか、東京など道外出張や旅行から戻った際に検査をしたいなどのニーズが中心となっております。なお、これまでの自費によりますPCR検査での陽性患者は発生していないところでございます。

以上でございます。

○**高木委員長** ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**高木委員長** それでは、次に市立旭川病院産婦人科における分娩再開等について、理事者から報

告をお願いいたします。

病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 市立旭川病院の産婦人科におけます分娩の再開等につきまして、御報告を申し上げたいというふうに思います。資料は用意してございません。口頭での報告となります。

当院の産婦人科につきましては、昨年4月より同科の医師不足が原因となりまして分娩を休止しておりましたが、今月から産婦人科医3名体制のもとで分娩を再開し、10月13日に帝王切開で再開後初の出産があったところでございます。元気な男の子でございました。現在、今後の分娩についても受け付けをしているところでございまして、年内、12月までの予定出産につきましては、今のところ22名、年度内で申し上げますと、来年の3月までで39名となっております、さらには現在、問い合わせも増加しているというふうに聞いているところでございます。1年半のブランクがありましたけれども、平成30年の出産数が70でございまして、半年でそれを上回る予定が入っているということで、順調に再開できたのではないかなというふうに安堵しているところでございます。近年、分娩、出産ができる産婦人科が市内でも減少している状況にある中で、当院が分娩を再開できたことは地域の医療ニーズに応えるものであるということと同時に、他の診療科で疾患を持っている妊婦さん、特に精神疾患を有する妊婦さんを診療できる体制にある数少ない病院が私たちの病院でございまして、そういった総合病院、基幹病院として分娩を実施できる体制というのは意義深いものだと考えております。少しでも多い出産を今後も受け入れまして、そういった体制を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、11月上旬には、宿泊型の産後ケア事業も実施する部屋をリニューアルして新たにスタートすることとなっております、今後につきましては、お母さんにも、そして赤ちゃんにも優しい病院を改めて目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、3点目に入ります。所管施設等の視察について、この後、委員会を休憩し、ちょっと出発時間は早めますが、別紙の視察行程のとおり、所管施設の視察を行いたいと考えております。議長に対する委員派遣承認要求の手続については、委員長に一任を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、この後14時30分に庁舎正面にバスを用意しますので、14時30分に出発いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

(再開されず散会 午後3時13分)